

生徒指導に関する申し合わせ事項

服 装

- ・学校生活における服装（帽子、履物等を含む）は規定しないが、お互いに迷惑のかからないようにしよう。
- ・学習の場・教育を受ける場にふさわしい品位ある服装をすること（学習環境を損なうような服装はしない）。
- ・「県立芦屋高校生」として、地域住民を含む人達に不快感を与えないように、また、不審者から身を守るために、授業・校内活動・登校・下校にふさわしい服装に心がけること。
- ・本校には別に通学服がある。通学服は行事や儀式、対外試合等に着用するのにふさわしいものとして採用されたが、平常の学校生活においても大半の生徒が通学服を着用している。
 - ①入学式・卒業式等の式典は通学服で行う。
 - ②通学服の変形加工はしない。
 - ③男女ともにT・P・O（とき・場所・状況）に注意すること。
 - ④年次章を着用すること。

頭 髪

高校生らしく、学習の場にふさわしい清潔で端正な頭髪（色・形）を心がけること。とくに茶髪などの染髪は禁止する。

化粧・装身具

化粧をすること、またピアス・指輪・ネックレスなどの装身具を身につけることは、学校における学習活動に不必要なことであり、むしろ、健全な学習活動を妨げる要因にもなるので禁止する。

携帯電話

- ①校内での携帯電話の使用は禁止する。
- ②携帯電話に関しては、金銭面での問題、インターネット・ホームページ・メールなどに関わる被害や事件、また紛失によるトラブルも発生しているので十分な注意が必要である。
- ③定期考査受験時は携帯電話の電源を切り、かばんの中に入れる。所持している場合は、考査不正行為とみなし（教務規定）、特別指導を行う。

自転車通学

- ①自転車通学を許可する者は以下の条件を満たさなければならない。
 - ・通学距離が本校より2km以上で、公共交通機関の利用が困難であること。
 - ・自転車通学許可願いを提出して、許可された者。
 - ・自転車による傷害に対しての賠償保険に加入していること。*特別事情がある場合は、生徒課に申し出なさい。
- ②所定の置き場所以外に駐輪しない。
- ③校内での通行は原則禁止とする。
- ④交通ルールをよく守り、安全運転をすること。二人乗りや危険運転など交通違反をした場合、許可の取り消しもありうる。
- ⑤雨天時は危ないのでできるだけ自転車に乗らないようにしよう。

単車・自動車

- ①三ない運動を実施している。違反した場合は厳重に指導する。
三ない運動：乗らない・取らない・買わない
- ②年齢的には免許取得可能であるが、自分を守る・家族を守る・友を守る為、また、社会的に責任が取れない為に上記運動を実施している。

アルバイト

- ①生徒のアルバイトは禁止する。
- ②ただし、家庭の経済的な事情により許可する場合がある。

部活動

- ①生徒の多方面な能力・適性を生かし、活動を通じて自己を鍛錬し、人間関係を深め、豊かな人間性を培う場としての部活動を奨励する。
- ②生徒は定められた規則を守り活動すること。
 - ・各部の幹事は、「活動予定表」を各月ごとに、運動部理事・文化部理事に提出しなければならない。
 - ・部活動終了後は、速やかに下校すること。19時を最終下校時刻とする。
 - ・早朝練習は、「部活動早朝練習願」を運動部理事・文化部理事に提出して行わなければならない。
 - ・考査 1 週間前から定期考査実施期間中の活動は、「部活動延長練習願」を運動部理事・文化部理事に提出して行わなければならない。なお、考査 1 週間前から考査前日は、17 時 30 分までに練習を終え、18 時には完全下校すること。また、考査実施期間中（最終日を除く）の活動は、考査終了時から 1 時間半程度の時間で行うものとする。（14 時完全下校）
 - ・各部の幹事は、公式の大会終了後 1 週間以内に「部活動結果報告」を運動部理事・文化部理事に提出しなければならない。
 - ・休日の学習時間を確保するため、各月単位で土曜日・日曜日の活動において 0.5×4 回の休みを取ること。